

# 箕面市教育大綱 2016

平成28年（2016年）3月

箕面市役所

# 箕面市教育大綱 2016 の策定

## 1 大綱について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、「地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項 に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」（第一条の三）こととされております。

## 2 箕面市教育大綱について

箕面市教育大綱は、予算編成権を有する首長と、教育を所管する教育委員会が、教育に関する方向性を合意し、教育行政をより円滑に進めていくことを目的に、総合教育会議において議論を重ね、策定するものです。

今回策定する「箕面市教育大綱 2016」は、箕面市の教育分野において、当面、重点化して取り組むべき施策として合意し、とりまとめたものであり、今後、毎年の予算編成にあわせて、振り返りと見直しを行ってまいります。

平成28年（2016年）3月31日  
箕面市長 倉田哲郎

# 箕面市教育大綱2016

## 1 貧困の連鎖の根絶

貧困家庭で育つ子ども達が自らのハンディを打ち破り、社会へ巣立っていくために、教育委員会や学校等が各種機関と連携し、乳幼児期から小中学校、高校卒業の時期に至るまで、切れ目なくそれぞれの子ども達の状況を把握し、常に高いレベルで自信と能力、気概をもてるよう、サポートし続ける。

- 子ども達の学力や生活状況等、トータルに情報集約・集積するデータベースの構築
- データベースから、子ども達の状況変化を的確につかむモニタリングの実施
- モニタリング結果から、必要な場合に指示を出すなど、コントロール機能を担う「(仮称)子ども成長見守り室」を設置
- 教育機関をはじめ、福祉や医療、労働等の関係機関、地域における取組との連携体制を構築

## 2 学校組織体制の再構築

学力・体力・生活状況の向上・改善や、いじめ・不登校などの複雑化・多様化した課題に着実に対応していくため、ミドルリーダー層の確立等により責任体制を整えるなど、個々の教員を学校組織全体で支える体制を再構築する。

- 小学校・中学校・小中一貫校から1校ずつ計3校を「学校力向上パイロット校」に指定
- 授業支援員を配置し、研究主任及び生徒指導主事を専任化
- 教務主任・研究主任・生徒指導主事・事務職員をミドルリーダー層へ位置付け
- 学年主任・支援教育コーディネーター・保健主事をグループリーダー層へ位置付け
- 校務員を1名体制から2名体制へ増員し、事務補助を行い、教員の負担を軽減

## 3 すべての児童生徒の学力の向上

すべての児童生徒がそれぞれ着実に学力向上を果たせるよう、習熟度別指導へのシフトにより、個々の習熟度に応じたきめ細やかな学習指導体制を構築するとともに、教員の授業力・指導力のさらなる向上を図る。

- 現状の教員体制のなかで習熟度別指導の実施率を最大化する実証検証の実施
- 箕面子どもステップアップ調査の実施により、児童生徒の学力等の把握・分析に加え、教員の授業力・指導力の客観的な把握・分析を行い、授業改善や教員の指導育成に活用

## 4 児童生徒・青少年の居場所づくり

児童生徒が放課後や長期休業中において、安心安全に、かつ豊かに活動できる居場所づくりや、学校になじめない児童生徒、高校中退者等が学習でき、孤立せず安心して社会とつながる居場所づくりを進める。

- 学習、体験等の各種プログラムや長期休業中の居場所を含む「新放課後モデル事業」の再編
- 学校になじめない児童生徒、高校中退者等が学習等の活動を行う居場所づくりを検討

## 5 子育て支援と外出促進

在宅で子育て中の親子が自然に外出し、地域社会や同年代の子どもをもつ保護者とつながることができるよう、歩いて行ける身近で楽しい居場所づくりを拡大するほか、子育ての不安をひとりで抱えこむことがないよう、気軽に相談できる機会と環境を整える。

- ライフプラザにおける「キッズパーク」や、公園における乳幼児向け遊具コーナーの整備
- 公共施設における「キッズコーナー」の設置
- 「出張子育てひろば」の拡大
- 子育て支援を一体化するため、乳幼児を中心に子どもに係る保健業務を担う「(仮称)子どもすこやか室」の設置